

南和広域医療企業団公告第16号

南和広域医療企業団（以下「企業団」という。）の物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

令和8年7月23日

南和広域医療企業団 企業長 森川 東

1. 競争入札に付する調達の内容

(1) 入札物件

全自動血液凝固測定装置の購入

(2) 入札物件の数量及び特質

別紙のとおり

入札説明書及び入札仕様書によります。

(3) 納入期限

令和8年12月25日

(4) 履行場所

奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター

奈良県吉野郡吉野町大字丹治130番地の1

南和広域医療企業団吉野病院

奈良県五條市野原西5丁目2番59号

南和広域医療企業団五條病院

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる条件のすべてに該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。

(3) 公告日時点で、奈良県の「物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程」（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者で、営業種目「**E1：医療機器・用品**」で登録している者であること。

(4) 公告日以前5年以内に病院等に対して、同等品の納入実績が複数回あること。

3. 担当部署等

(1) 担当部署、問い合わせ先

(所在地) 〒638-8551

奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1

(部署名) 南和広域医療企業団 事務局 施設用度課

(電話番号) 0747-54-5000 (内線2117)

(FAX番号) 0747-54-5020

(電子メール) kanzai@nanwairyou.jp

(ホームページ) <https://nanwairyou.jp/>

(2) 入札説明書及び入札仕様書の公開期間

公開期間 令和8年7月23日(木)から令和8年8月18日(火)入札開始まで

公開場所 企業団ホームページ 入札情報に掲載

※ 入札説明書等の書面での交付は、3の(1)に示す場所で行います。

(3) 入開札の日時及び場所

入開札日時 令和8年8月18日(火) 午前10時30分

入開札場所 奈良県吉野郡大淀町大字福神8番1

南和広域医療企業団南奈良総合医療センター 1階 中会議室

4. 入札方法

入札は、総計金額で行います。入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

5. 入札保証金

免除します。

6. 契約保証金

奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条に定めるところによります。なお、条文中「知事」とあるのは、「企業長」と、「県」とあるのは、「南和広域医療企業団」と読み替えるものとします。

7. 契約書作成の要否

要します。

8. 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札

(2) 入札書に記名押印を欠く入札

(3) 入札書の重要な文字の誤脱などにより必要な事項を確認できない入札

(4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札

(5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札

(6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(7) その他、入札に関する条件に違反した入札

9. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

10. 調達手続きの停止等

この調達に関する苦情申立ての処理手続において、契約の締結若しくは執行を停止し、又

は契約を解除する場合があります。

1 1. 契約の不締結

落札の決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者の役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）であるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) (3) 及び (4) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が (1) から (5) までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したとき。
- (7) この契約に係る下請契約等に当たって、(1) から (5) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(6) に該当する場合を除きます。）において、企業団が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかったとき。

1 2. 契約の解除

契約の締結後、契約者について上記 1 1 の (1) から (7) までのいずれかに該当する事由があると認められるとき、又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を企業団に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は、損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、上記 1 1 の (1)、(3)、(4) 及び (5) 中、「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

1 3. 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

1 4. その他必要事項

その他詳細は、入札説明書及び入札仕様書によります。